

通勤手当取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般職の職員の通勤手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が定める通勤届)

第2条 一般職の職員の通勤手当支給規則（昭和33年函館市規則第38号。以下「規則」という。）第3条の「市長が別に定める通勤届」は、別記様式のとおりとする。

(市長が定める普通交通機関等)

第3条 規則第8条第1項第3号の「市長が定める普通交通機関等」は、通勤に利用し得る普通交通機関等がタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定するタクシーをいう。以下この条において同じ。）またはハイヤー（同法第2条第2項に規定するハイヤーをいう。以下この条において同じ。）以外にない場合において、これらを利用して通勤することを常例とするとき（通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用するときを除く。）におけるタクシーまたはハイヤーとし、同号の「市長が定める額」は、原則として、これらの利用距離に応じた一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号。以下「条例」という。）第13条第2項第2号の規定の例による額とする。

(市長が定める経路)

第4条 規則第9条の2の5第1項第1号の「これに準ずるものとして市長が定める経路」は、任命権者が、当該職員の事情に照らして、通勤のために当該経路を常例として用いることが不適當でないと認める経路とする。

(市長が定める月および額)

第5条 規則第9条の3第2項第1号アの「市長が定める月」は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める月とする。

- (1) 規則第9条の3第1項第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）
 - (2) 規則第9条の3第1項第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月
 - (3) 規則第9条の3第1項第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月
 - (4) 規則第9条の3第1項第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月（病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の中途までの期間とされていた場合であって、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月）
- 2 規則第9条の3第2項第2号アの「市長が定める額」は、次に掲げる額の合計額とする。
- (1) 規則第9条の2の8第4項に定める期間（以下「最長支給単位期間」という。）において使用されるべき普通交通機関等および新幹線鉄道等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額
 - (2) 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等および新幹線鉄道等の利用区間についての通勤21回分の運賃等の額に規則第9条の3第2項第2号アに規定する月数（以下「残月数」という。）を乗じて得た額
 - (3) 最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る条例第13条第2項第2号に定める額に残月数を乗じて得た額
 - (4) 最長支給単位期間において使用されるべき駐車場等に係る条例第13条第4項第1号に定める額に残月数を乗じて得た額

3 規則第9条の3第2項第2号イの「市長が定める額」は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等および新幹線鉄道等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額

(2) 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等および新幹線鉄道等の利用区間についての通勤21回分の運賃等の額に残月数を乗じて得た額ならびに当該通勤21回分の運賃等の額を変更日からその月の末日までの日数（勤務を要しない日を除く。）で日割りにより計算して得た額との合計額

(3) 最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る条例第13条第2項第2号に定める額に残月数を乗じて得た額および当該条例第13条第2項第2号に定める額を変更日からその月の末日までの日数（勤務を要しない日を除く。）で日割りにより計算して得た額との合計額

(4) 最長支給単位期間において使用されるべき駐車場等に係る条例第13条第4項第1号に定める額に残月数を乗じて得た額および当該条例第13条第4項第1号に定める額を変更日からその月の末日までの日数（勤務を要しない日を除く。）で日割りにより計算して得た額との合計額

4 規則第9条の3第3項の規定により事由発生月の翌月以降に支給される給与から同条第2項に定める額を差し引く場合には、返納に係る通勤手当が支給された日の属する年度内においてその日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当から一時に差し引くことができるものとする。ただし、当該通勤手当の額が同項に定める額に満たない場合には、当該年度内においてその日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当その他の給与から一時に差し引くことができるものとする。
(市長が定める事由)

第6条 規則第9条の4第2項第4号の「市長が定める事由」は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 長期間の研修等のための旅行をしている場合であって、当該研修等および市の休日（函館市の休日を定める条例（平成3年函館市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。）により月の初日から末日までの期間の全日数にわたり当該月に通常の勤務箇所に勤務しないこととなることにより当該研修等に係る施設が規則第2条第1項の「勤務箇所」とされている期間の終了
- (2) 地震、水害、火災その他の災害の被害により運行を休止している交通機関等の運行再開（これにより通勤経路が変更されることとなるものに限る。）
- (3) 規則第9条の4第2項第1号から第3号までまたは前2号の事由に準ずるものとして総務部長が定める事由

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和8年5月21日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
（経過措置等）
- 2 一般職の職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則（令和8年函館市規則第39号）による改正前の規則別記様式の通勤届については、必要と認められる間、使用することができる。
- 3 市長が定める事項（一般職の職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則（平成16年函館市規則第41号）関係）（平成16年4月1日決裁）は、廃止する。
- 4 嘱託職員の通勤費弁償報酬取扱要領（昭和52年4月8日決裁）第3項第2号中「月額」の後ろに「（同条第4項第1号に定める額を除く。）」を、「除した額」の後ろに「および同号に定める額」を加える。

通勤経路の略図

※ 経路は朱線で記入すること。

※ 利用する駐車場等の場所を記入すること。

※ 住居・駐車場等の付近は、確認しやすいよう目標物等を詳細に記入すること。

総通勤距離2km未満の場合・・・交通機関等を利用する理由	
他に利用し得る交通機関等がある場合・・・その名称および利用区間等	
特記事項	

駐車場等の利用

契約開始日	年 月 日	利用開始日	年 月 日
所在地			
貸主	☐親族以外 ☐親族 続柄 ()	所有者	☐親族以外 ☐親族 続柄 ()
料金	☐月額 ☐年額 その他 () 円 (年 月)		

条例第13条第3項の規定の適用を受ける職員（新幹線鉄道等利用者）

届出の理由

- ☐介護のために父母の住居等に転居したことにより新幹線鉄道等を利用
- ☐配偶者と同居して子を養育するために転居したことにより新幹線鉄道等を利用
- ☐支給要件の喪失

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等					
経路	通勤方法の別	区 別	距 離	所要時間	備 考
1		住居から まで	km ・	分	
2		～	・		
3		～	・		
4		～	・		
総通勤距離			・ km	総所要時間	分